

紙の登録者証_見本

210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎 太郎 様

令和6年12月1日

健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長

指定難病登録者証の送付について

登録者証認定申請に基づき、次のとおり登録者証（指定難病）を送付いたします。

登録者証とは各市町村における障害福祉サービスの利用申請等において、指定難病患者であることを証明する書類です。マイナンバーカードを提示、またはスマートフォン等の端末からマイナポータルにアクセスして、登録者証の資格情報の画面もしくはデータを印字したものを提出することで、指定難病患者であることを証明できます。また、下記の紙の登録者証を提出して証明することも可能です。

《登録者証の利用に関する問い合わせ》

各サービスの問い合わせ先は、「難病患者さまとご家族向け支援ガイドブック【川崎市】」または川崎市ホームページを御確認ください。

《登録者証の発行に関する問い合わせ》

川崎市特定医療コールセンター 044-200-1979（※通常の通話料がかかります）

判り線

(第2号様式)

登録者証（指定難病）				
患者	フリガナ 氏名	カワサキ タロウ 川崎 太郎	生年月日	平成10年1月1日
有効期間開始日	令和6年 12月 1日			
上記のとおり証明します。 令和6年 12月 1日 川崎市長 福田 紀彦				

《注意事項》

- この証は、各市町村における障害福祉サービスの利用申請等において、指定難病患者であることを証明する書類として利用できます。(医療費助成を受ける特定医療費（指定難病）受給者証ではありません。)
- 死亡等で登録者証の利用資格がなくなったときは、この証を速やかに窓口等に返還して下さい。
- この証を紛失し、破損し、又は汚損したときは再交付の申請を行って下さい。